

東京都多重債務問題対策協議会

第15回

平成30年1月24日（水）

都庁第一本庁舎16階南塔 特別会議室S6

午後 1 時 2 8 分開会

○企画調整課長 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから第 1 5 回「東京都多重債務問題対策協議会」を開催させていただきます。

本日は皆様にはお忙しい中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております、生活文化局消費生活部企画調整課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。

○生活支援課長 同じく、事務局を担当しております福祉保健局生活福祉部生活支援課長の渡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 初めに、委員の紹介をさせていただきます。

本協議会委員といたしまして、平成 2 9 年 9 月から 1 年間の任期で委員を委嘱させていただいております。前年度の委員からの変更など、新たに委員になられた方につきまして、お手元にお配りした委員名簿に沿って御紹介させていただきます。

八王子市市民部長の伊比委員でございます。

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長の遠藤委員でございます。

足立区産業経済部長の大高委員でございます。

第一東京弁護士会弁護士の佐藤委員でございます。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の鷲頭委員でございます。

東京都におきましても前回の協議会以降、人事異動により委員が交代しましたので紹介いたします。

本協議会の会長でございます塩見東京都生活文化局長でございます。

同じく福祉保健局生活支援担当部長の横手委員でございます。

同じく産業労働局金融部長の加藤委員でございます。

なお、教育庁教育政策担当部長の古川委員は、別の公務があり欠席でございます。

続きまして、代理で御出席いただいている方を御紹介いたします。

警視庁生活安全部生活経済課長の永久委員の代理といたしまして、三谷金融犯罪対策室長でございます。

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長の岡野委員の代理といたしまして、村上警部補でございます。

なお、本協議会の副会長であります梶原福祉保険局長は、急な公務のため欠席でございます。

また、事務局の生活文化局消費生活部長の三木につきましては、インフルエンザにより欠席でございます。

東京弁護士会の葛田委員につきましては、本日御欠席の御連絡をいただいているところでございます。

それでは、議事に入ります前に、会長でもあります塩見生活文化局長から御挨拶申し上げます。

○塩見会長 改めまして、生活文化局長の塩見でございます。

本日は本協議会の会長として、これから司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

皆様にはお忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

御案内のとおり、東京都では自己破産者の急増や経済・生活問題を抱えた自殺者の増加など、多重債務問題が社会問題化をいたしました平成19年に本協議会及び庁内連絡会議を設置して以来、多重債務問題対策に全庁を挙げて取り組んできたところでございます。

その後、平成22年に改正貸金業法が完全施行となったこともありまして、都内の消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は減少傾向にあります。平成28年度は2,188件で、ピーク時でありました平成20年度の3割弱に減ってきております。自己破産申立件数も平成28年度は全国で約6万5,000人になりまして、前年より微増となりましたが、ピークの平成15年と比べますと約4分の1に減少しているところでございます。これは、皆様の初めといたしましたさまざまな団体や機関が連携をとりながら対策を講じてきた結果であるとも考えられます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、生命・財産に深刻な状況をつくり出すこの多重債務問題につきましては、引き続き都としましても対策を講じていく必要がございます。本年度も具体的な取組が各部会を中心に行われており、相談に対応する職員向けの研修や3つの弁護士会、司法書士会等と連携した多重債務特別相談、多重債務110番、多重債務者の生活を再建するための生活再生事業、ヤミ金融被害防止のキャンペーンなどが実施されているところでございます。

本日の会議では、各部会での1年間の取組について報告をいただきまして、情報の共有を図り、今後の取組に生かしていきたいと考えているところでございます。今後も関係団体等との連携を緊密に図りながら、多重債務問題に適切に取り組んでいく所存でございますので、どうか皆様方も引き続きの御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、本協議会につきましては、設置要綱第9の規定に基づきまして、原則公開することになっております。本日の協議会につきましても公開ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○塩見会長 ありがとうございます。では、本日の協議会については公開で行うことといたします。

それでは、まず事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、お手元の資料につきまして確認をさせていただきます。

次第をおめぐりいただきまして、資料1が多重債務問題対策協議会の委員の名簿でございます。

資料2が東京都多重債務問題対策協議会の部会の開催状況の資料でございます。

資料3が情報連絡部会の資料でございます。「多重債務問題に関する研修の実施について」でございます。

資料4-1は生活再建部会の報告資料でございます。多重債務者生活再生事業の実施状況についてでございます。

資料4-2は都の自殺対策の取組についての資料でございます。

資料5-1は相談部会の報告資料でございます。

資料5-2は特別相談「多重債務110番」の実施結果についての資料でございます。

資料5-3は参考資料といたしまして、依存症相談者への対応に係る取組についての資料でございます。

資料6-1は貸金業部会の報告資料でございます。都における貸金業対策の資料でございます。

資料6-2が都における啓発宣伝活動の資料でございます。

資料7が東京都の金融経済教育の資料でございます。

このほか机上配付資料といたしまして、日本クレジットカウンセリング協会、鎌田委員の提供資料。

日本司法支援センター東京地方事務所、亀井委員の提供資料。

日本貸金業協会、遠藤委員の提供資料。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、秋山委員の提供資料をお配りしております。

加えましてリーフレット「ちえとまなぶのずーっと役立つお金の話」がございます。

配付資料は以上でございます。不足がございましたら御連絡ください。よろしいでしょうか。

○塩見会長 それでは、お手元の会議次第○塩見会長 それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず議事（１）各部会の開催状況について、これは資料２であります、事務局から説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、部会の開催状況につきまして私から説明をさせていただきます。資料２「東京都多重債務問題対策協議会部会開催状況」をごらんください。

多重債務問題につきましては、多重債務者の発見から相談、生活再建、ヤミ金の撲滅など幅広い対策が必要となります。このため多重債務問題対策協議会の下に４つの部会を設置いたしまして、対応を進めているところでございます。各部会の活動内容につきましては、後ほど部会ごとに報告をさせていただきますので、私からは開催状況の概要について説明いたします。

まず１つ目の情報連絡部会でございます。当部会におきましては、多重債務問題に関する研修を新任職員向けと経験者向けに分けて開催しております。新任職員向けには最近の多重債務問題とその解決方法、都における多重債務問題の対応、経験者向けには最近の多重債務問題の状況、それから、法テラスの事業紹介、多重債務相談への対応などをテーマに実施しているところでございます。

２つ目の生活再建部会でございますが、こちらにつきましては、今月開催しております。多重債務者生活再生事業の実施状況、生活困窮者自立支援法との連携、都における自殺対策への取組などについて報告と意見交換を行っております。

３つ目の相談部会でございますが、昨年７月に開催しております。消費生活総合センターや区市町村、弁護士会などの団体が連携して実施しております特別相談「多重債務１１０番」などにつきまして、関係機関との情報交換や意見交換を行っております。

４つ目の貸金業部会でございますが、こちらは昨年５月に開催しております、１都３県で実施しておりますヤミ金融被害防止合同キャンペーンや啓発宣伝事業に関する意見交換、各団体の取組状況に関する情報交換などを行っております。

最後に、相談部会・貸金業部会の合同開催でございます。こちらは、今月開催をしております、両部会にかかわる問題につきまして多方面からの情報収集や情報共有を行って

おります。

この他に、金融経済教育部会が設置されておりましたが、本部会につきましては、消費者教育推進法に基づき設置されました東京都消費者教育推進協議会にその機能を統合しております。取組実績につきましては、各部会からの報告の中で御説明したいと考えております。

説明は以上でございます。

○塩見会長 ありがとうございます。

引き続きまして、各部会長から部会ごとの取組状況の報告をお願いしたいと思います。あわせまして都の金融経済協力の教育の報告につきましてもお願いしたいと思います。全ての報告が終わりましたら、その後に質疑の時間を設けておりますので、よろしくお願います。

それでは、まず情報連絡部会と生活再建部会につきまして横手委員からお願いをいたします。

○横手委員 福祉保健局生活支援担当部長の横手でございます。

私から資料3と資料4につきまして御説明を申し上げます。

まず資料3、情報連絡部会の活動についてでございます。当部会では各種さまざまな相談窓口の職員が日ごろから住民と接する中で多重債務問題に気づき、早期の支援につなぐことができるよう多重債務問題に関する研修を実施しております。研修は新任職員向け研修と、窓口業務経験の長い職員を対象にした経験者向け研修がありまして、それぞれ年2回ずつ実施することとしております。

研修参加者は都や区市町村の福祉、消費生活、税務、徴収部門などの窓口職員や社会福祉協議会などの相談職員で、今年度の実績では新任職員向け研修が189名、経験者向け研修が39名、これは2月にも第2回が予定されておりますが、これまでのところ228名の方が参加しております。特に新任職員向け研修は昨年125名ですから、かなり増加しておりまして、本研修事業の必要性の高さが伺われるところでございます。

研修内容といたしましては、弁護士の方から最近の多重債務問題とその解決方法について学ぶとともに、経験者向けでは法テラス東京の方から民事、法律扶助制度など実務に役立つ情報提供や多重債務者生活再生事業の相談員がチューター役となり、具体的な事例に基づき家計診断などの演習を行うグループワークを実施しております。

1枚おめくりいただきまして、新任職員向け研修の受講者アンケートの結果でございま

す。円グラフをごらんいただきますと、全てのカリキュラムにおいて「とても参考になった」と「参考になった」が合わせて9割以上となっております。右上の意見・感想ですが、課税の関係で適切な窓口につなぐことの重要性を改めて感じたや、右下の枠になりますが、区市町村や関係機関が早期に連携して支援に取り組む重要性を感じたといった感想が寄せられております。

隣のページですが、こちらは経験者向け研修ですけれども、「2 法テラスの事業紹介」について償還猶予や免除の制度についても相談者に案内したい。「3 多重債務相談への対応について」では、事例をもとにグループワークを行うことで具体的なイメージが湧き、弁護士の講義内容がより理解できたなど、理解を深め、より実務にも役立てられるという意見を多数いただいております。

当部会といたしましては、今後とも受講申込件数の動向やアンケート結果などを踏まえ、現場のニーズに即したカリキュラムを工夫し、職員が多重債務問題に関する正しい知識を身に着けるとともに、相談対応能力の一層の向上を図ることを目指していきたいと考えております。引き続き弁護士会や法テラス東京、庁内関係各部局の皆様の御協力をお願いいたします。

以上で情報連絡部会の報告とさせていただきます。

続きまして資料4-1、生活再建部会について御報告いたします。

当部会では、東京都多重債務者生活再生事業の実施状況と、その関連で自殺問題の都の現状及び取組を主な議題といたしましたので、この2点について御報告をさせていただきます。

まず多重債務者生活再生事業でございますが、こちらは生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある方に対し相談体制を整理し、必要に応じて資金を貸し付けることにより多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。

本事業の実績ですが、一番上なのですけれども、窓口となっている生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は累計で7,931件。制度発足以降増加し、26年度には1,005件に達しましたが、その後、900件台で推移しております。29年度は11月末時点で575件と前年同期比で9.6%の減となっております。

一方、貸し付けの件数と金額につきましては、累計で235件、4億2,470万円となっております。25年度以降は減少傾向で今年度は11月末時点で6件、1,118

万円、前年同期比それぞれマイナスとなっております。この貸し付け実績減の理由といたしましては、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されまして、区市の相談窓口が設置されたことにより債務の法的整理や徴税部門との連携が進み、融資によらない解決事例がふえているということも考えられております。

続いて相談についての分析ですが、左側のグラフが29年度11月時点での単年度の実績。右側の表が年度別の推移をあらわしたものでございます。①の相談に至るアクセス経路ですが、区市町村からの紹介が29年度49%となっており、年度推移で見ましても毎年約半数で推移しております。

下の②相談内容ですが、こちらは複数回答となっておりまして、相談内容の多くが生活費の不足、月々の返済額の軽減、税金・公共料金滞納の3つでありまして、28年度まではおおむね5割で推移しておりましたが、29年度は生活費の不足が39%、税金、公共料金滞納が43%と減少しております。一方で住居や転居先の確保、就職などの内容が増加傾向にあります。

続いて③の相談者の職業ですが、29年度は正規雇用が29%、非正規雇用が34%となっており、年度別の推移でもここ数年正規、非正規雇用ともに3割程度となっております。

1枚おめくりいただきまして④の債務残高でございますけれども、29年度200万円以下の方が約4割、1,000万円を超える方が2割という状況で、ここ数年、同じように推移しております。相談者一人当たり平均の債務残高は約750万円から800万円で推移しておりまして、これは住宅ローンが平均を押し上げている状況でございます。

続いて⑤の年収ですが、年収300万円以下の方が69%となっている状況でございます。年度推移ではここ数年、300万円以下の方が微増傾向にあるところでございます。

最後に⑥の他機関への紹介の状況ですが、これは当事業での相談の結果、ほかの関係機関につないだ状況を示しております。複数回答ですが、自己破産や任意整理など、法的対応を進めるため弁護士会への紹介が49%を占めており、年度推移で見ましても5割から6割程度で推移しております。また、平成28年度まではその他に含めていたフードバンクへの紹介が27%となっております。これは生活にお困りの方を食料支援団体に紹介しているものでございます。次いで区市町村役場への紹介が16%となっております。

お隣のページになりますけれども、平成29年度の主な取組状況でございます。多重債務者の生活再建には、多様な専門機関、窓口との緊密な連携が不可欠でありますことから、

関係機関の紹介・連携支援として相談者の状況に応じ、弁護士会や法テラスなどの法的機関や、精神的な問題を抱える方には保健所などの関係機関に紹介、連携しながら支援を行っております。

2つ目といたしまして、窓口まで遠い、交通費がないといった理由で相談窓口を訪れることが難しい方のために、相談者の身近な場所、区市町村の役所等を利用した出張相談やみずから相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者、うまく話を伝えられない相談者に対し、関係機関に同行支援を実施しております。

3つ目については、先ほどの情報連絡部会報告のとおり債務を抱える方と接する機会が多い窓口の職員に対する研修に対し、講師派遣などで協力しております。

4つ目といたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく各区市の自立相談支援窓口と連携した支援を実施しております。この自立相談支援窓口は平成27年、生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、都内全ての区市と西多摩福祉事務所管内に設置され、経済的困窮、就職活動困難、家族問題、住まいなどの相談とともに多重債務を抱えた方の相談にも応じております。

点線で囲んでございます連携事例では、60代単身男性、メーターが動いていないことからマンション管理人が地域包括支援センターに連絡し、1週間食事をしていない状況であることがわかりまして、自立相談支援機関につないだ事例でございます。御本人の自宅を手放したくないという意向を尊重しまして、生活再生相談窓口のアドバイスにより年金遡及や生命保険の解約返戻金などにより債務を完済し、自宅の競売を回避し、年金による生活が可能となった事例で、自立相談支援窓口と本事業の窓口である生活サポート基金等関係機関が連携し、迅速に対応したことにより生活の立て直しを図ることができたという事例でございます。

おめくりいただきまして②の事業の周知・広報についてでございます。広報東京都への掲載やホームページによる周知のほか、「多重債務110番」、一都三県ヤミ金被害防止合同キャンペーンなどへの参加、自殺対策との連携など、さまざまな機会を通じた広報活動に務めております。

続いて③のこころの問題を抱えた相談者への対応力向上の取組でございます。1つは事例検討会への精神保健福祉センター職員の参画でございまして、年2回開催している相談員による事例検討会において専門的な助言をいただいております。また、3月には相談員等に対する精神保健研修を予定しております。

以上が29年度、主な取組でございます。

続きまして資料4-2、都の自殺対策の取組について御説明させていただきます。

最初に自殺者の推移でございますけれども、上段が都、下段が全国でございますが、都につきましては平成23年度をピークに減少傾向にありまして、平成28年度は約2,000人、全国も同様に減少傾向にあります。こうした状況は景気等の社会的要因や自殺対策の取組が定着してきたこと。多重債務など関連する対策による効果ではないかと考えられます。

ただし、減少傾向にあるとは言え、都では年間2,000人以上、1日平均6人という尊い命が失われておりますことから、引き続き自殺防止対策の取組を推進していくことが重要であると考えております。

おめくりいただきまして、こちらは「自殺防止！東京キャンペーン」の実施結果でございます。都では毎年9月と3月を自殺対策強化月間としましてキャンペーンを実施し、普及啓発等に努めております。平成29年9月には民間団体や多重債務110番などに御協力いただき、特別相談を実施いたしております。また、都は全国に比べ若年層の自殺割合が高いことから、大学生等と共同して若年層向けの「こころといのちの講演会」を開催し、約100人の来場者のもと自殺に追い込まれることのない社会の形成についてパネルディスカッション及び意見交換を行っております。

次のページでございます。国の自殺総合対策大綱の概要でございます。平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、昨年7月、自殺総合対策大綱の見直しが閣議決定されました。見直しでは誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、基本認識や基本方針、12の重点施策を掲げ、平成38年度までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少することを数値目標とし、地域における計画的な自殺対策の推進が明記されております。

1枚めくっていただきまして、都の自殺総合対策の内容でございますけれども、これら法改正を受けまして、平成29年4月に東京都地域自殺対策推進センターを設置いたしまして、区市町村における自殺対策計画の策定を支援しております。また、都においても自殺対策基本法に義務づけられた自殺対策計画の策定に着手しておりまして、平成30年春の策定を目指し、作業を進めているところでございます。

以上をもちまして簡単ではございますが、情報連絡部会と生活再建部会の報告を終わらせていただきます。

○塩見会長 ありがとうございます。

引き続きまして、相談部会につきまして工藤委員からお願いします。

○工藤委員 相談部会長を務めております工藤でございます。

資料に基づきまして相談部会の取組について御報告をさせていただきます。

まず資料5-1をごらんいただきたいと思います。上段右側の表にございます都内消費生活センターに寄せられた多重債務相談件数について御説明をいたします。

都内の消費生活センターに寄せられました多重債務相談に関する相談件数は、全体としては減少傾向にありまして、都全域では平成20年度の7,905件をピークといたしまして、その後はごらんのような推移となっております。昨年度、28年度には平成20年度のピーク時と比較いたしますと、先ほど会長からもお話がありました3割程度の相談件数となっております。平成29年度、上半期の相談件数につきましては969件という状況になっております。

続きまして、多重債務相談の東京モデルの推進について御説明をいたします。この資料の下にございます東京モデルのイメージについてごらんください。多重債務に関する相談が消費生活センターに寄せられました場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門の相談機関につなげる必要がございます。しかし、単に相談者に対して窓口を御案内いたしましても、イメージ図の左側にもありますが、相談者の中には弁護士さん、司法書士さんに直接相談するのは不慣れで、躊躇されたり、また、費用面が心配だということから、相談員が御案内いたしましても実際に専門の相談窓口に行かないということが少なからずございまして、多重債務問題の解決につながらないケースが多く見られました。

そこで、本協議会の相談部会におきまして御審議をいただき、多重債務問題を抱える相談者を専門の相談窓口確実につなげまして、きめ細かくフォローアップする仕組みとしてこの東京モデルを構築いたしました。試行期間を経て平成20年4月より本格実施しております。

東京モデルにおきましては、消費生活センターの相談員が多重債務の状況を丁寧に聞き取るほか、相談員が直接この専門相談窓口を予約して相談者に連絡をいたしまして、また、専門相談窓口から相談結果の報告を受けるという流れになっております。また、予約当日、相談者が仮に専門相談窓口に来なかったという場合につきましても、その御報告をいただいて相談員が相談者から御事情を聞いて、再度、予約を入れるというようなフォローアッ

プも行っております。

その資料の左上にございますが、東京モデルの活用実績をごらんください。東京モデルの仕組みを活用しまして試行期間も含め、本年9月の上半期までで合計1,745件の多重債務相談を専門相談窓口につないでおります。今年度上半期の活用実績は45件となっております。

裏面に特別相談「多重債務110番」の実施についての結果がございます。これまでに実施しました20回分の結果を取りまとめております。平成19年度は東京都単独で実施いたしましたが、平成20年度以降、区市町、関係の団体にも御協力いただき共同で実施してまいりました。直近の平成29年度、第1回の相談件数は164件となっております。実施結果のプレス資料を資料5-2として添付してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

今後の予定でございますが、一番下、今年度第2回目の「多重債務110番」の実施については3月5日、6日にここに記載のあります関係団体や、先ほど御案内がございました都の自殺防止キャンペーンとも連携して実施する予定でございます。

続いて資料5-3をごらんください。依存症相談者への対応に係る東京都、消費生活センターの取組について御報告させていただきます。

多重債務の相談者の中には買い物依存症ですとか、ギャンブル依存症などによって多重債務に陥ってしまう方などがいらっしゃいます。そうした相談者への対応について、今年度、2つの取組を実施いたしました。

まず研修の実施ですが、精神的なサポートが必要な相談者への対応について、をテーマといたしまして、7月にセンター及び区市町村の相談員に対する研修を区部と多摩の市町村部でそれぞれ行いました。具体的には依存症問題などで実績があります民間の精神保健福祉士による講演を行っております。この研修は2月にも内容を変えて区部と多摩の市町村部でそれぞれ行う予定でございます。

続きまして、特別相談「多重債務110番」における専門家の配置についてでございます。昨年3月と9月に実施した「多重債務110番」において、依存症問題などの指摘がございます民間の精神保健福祉士を配置いたしまして、依存症の原因と思われる相談者などに対して精神保健福祉士によるカウンセリングを実施いたしました。この取組は平成24年度から実施しておりまして、昨年度9月の実績としては3件ございました。本年3月5日、6日に予定しております今年度の第2回におきましても、同様に精神保健福祉士を

配置する予定でございます。今後とも関係の団体の皆様と連携いたしまして相談対応に取り組んでまいりたいと考えております。

相談部会からの報告は以上でございます。

○塩見会長 ありがとうございます。

それでは、貸金業部会について加藤委員からお願いします。

○加藤委員 貸金業部会の部会長を務めております産業労働局の加藤でございます。

貸金業部会の取組状況をお手元の資料に沿って御報告させていただきます。

資料6-1をごらんください。都における貸金業対策の概要でございます。まず貸金業登録、行政処分の状況でございますが、1の上の段、東京都知事登録業者数の推移でございますけれども、平成29年11月末時点で561社ということで、一番左にございますピークでございました平成14年度に比べますと、1割以下という状況になってございます。

次に2の悪質な業者に対する行政処分数の推移でございます。こちらも近年、極めて悪質な事案が減少傾向にありまして、今年度は12月末現在でございますけれども、登録取り消し処分はございません。業務停止処分が4件、機動的な監督の実施を目的とした業務改善命令につきましては昨年度と同じ10件、合計14件の行政処分を実施しております。

次の3の苦情・相談件数の推移でございますが、ごらんのとおり減少傾向が続いております。昨年度は3,196件と減少傾向にございますけれども、依然として多くの苦情相談が寄せられているという状況でございます。

なお、今年度からの新たな取組といたしまして、東京都の登録貸金業者の一覧を都のホームページで公開しております。また、我々金融部のほうに苦情、相談が寄せられました無登録業者、つまりヤミ金融業者の疑いがあるものとなりますけれども、これについては月ごとにまとめて公表しております。

次に資料の下段、貸金業者の資質向上に向けた取組でございます。都といたしましては、悪質な業者に対し厳しく指導、処分する一方で、健全な事業者の育成にも取り組んでおります。具体的には業者の自主的な業務改善を促すことを目的といたしまして、平成23年度から登録更新の機会を活用いたしまして研修会を開催しております。今年度からは新たに検査指導に関する情報提供ですとか、資金需要者向けの啓発の動画を作成いたしましたので、その上映なども行っておりまして、研修内容の一層の充実を図っております。

次に、資料6-2をごらんいただきたいと思います。こちらは都におけるヤミ金融被害防止のための啓発宣伝活動等の内容をまとめたものでございます。私ども金融部貸金業対策課の窓口には、ヤミ金融被害に関する相談が依然として多く寄せられておりますことから、被害防止のため都民などに対しまして通年での啓発を行うとともに、資金需要が高まります年末を控えた11月をヤミ金融被害防止強化月間と定めまして、集中的な啓発に取り組んでおります。

まず1の一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンです。ヤミ金融被害の防止には広域的な取組がより効果的でございますことから、平成23年度より千葉県、神奈川県、埼玉県と合同で年2回啓発活動を実施しております。今年度につきましても6月と強化月間期間中である11月に、新宿駅の西口広場イベントコーナーなどで実施をいたしました。実施に当たりましては、本日、御出席をいただいております関係団体の皆様方にも多大な御協力をいただきました。改めましてこの場をおかりしてお礼を申し上げる次第でございます。

キャンペーンの主な内容は、無料での法律・家計相談、参加機関の皆様によりますパネル展示、マスコットによるPRに加え、キャンペーングッズの配付などがございます。また、ヤミ金融を題材とした落語なども実施し、被害の防止を訴えたところでございます。さらに今年度の下期からはキャンペーンの一層の充実に向け、関係機関等の実務担当者による連絡会を開催しまして、意見交換を行い、参加機関等によるセミナーや啓発動画の上映など、ステージプログラムの充実も図っております。

次に、裏面にまいりまして2のヤミ金融被害防止街頭キャンペーンですが、強化月間期間中の11月に多摩と区部で集中的な啓発活動を実施いたしました。啓発効果を高めるために地元の警察署と連携しまして、地域で実施します集客力の高いイベントに出展して啓発を実施しております。具体的には多摩地域では立川市の市民祭り、また、区部では新橋のSL広場で行われます新橋古本祭り、これらに出展、参加しましてキャンペーングッズなどの配布を行い、啓発を図っております。

最後に、3でその他の啓発宣伝事業でございます。こちらは千葉県や台東区、中央区との連携による各イベントにおける啓発活動及び都の関連団体と連携した事業周知でございます。貸金業部会におきましては、今後とも関係機関の皆様方と十分連携を図りながらさまざまな活動に取組、ヤミ金融被害防止に努めてまいり所存でございます。

以上で部会の報告を終わらせていただきます。

○塩見会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都の金融経済教育について白石課長からお願いします。

○企画調整課長 東京都の金融経済教育について御説明させていただきます。

資料7をごらんください。初めに金融経済教育推進の仕組みについて御説明させていただきます。

平成26年の第11回東京都多重債務問題対策協議会におきまして、金融経済教育の今後の実施方針ということで御承認をいただいております。第11回までは金融経済教育部会では当協議会の部会として設置されておりましたが、この部会につきましては、消費者教育推進法に基づき設置されました東京都消費者教育推進協議会に、その機能を置いているところでございます。

金融経済教育は、消費者教育推進協議会の意見を伺いながら一元的に実施していくこととしておりまして、その取組実績につきましては毎年度、多重債務問題対策協議会に報告することになっております。

次に、東京都消費者教育推進協議会の概要について御説明させていただきます。こちらにつきましては、知事の附属機関でございます東京都消費生活対策審議会の部会として設置されております。構成メンバーは消費者団体、事業者団体、その他学識経験者等となっております。今年度の消費者教育推進協議会につきましては、昨年12月に開催しております。今年度改定を予定しております東京都消費生活基本計画の素案につきましては、御意見をいただいたところでございます。

次に、裏面をごらんください。金融経済教育の最近の取組状況でございます。

まず(1)一般向けの取組でございます。金融経済をテーマにしたセミナーを開催しております。消費生活講座「人生を楽しむ秘訣～豊かな暮らしは家計も元気～」というものでございます。こちらにつきましては本日もお越しいただいておりますが、東京都金融広報委員会様と共催で実施しているものでございます。漫才と講演の2部構成からなりまして、家計管理や消費生活に関する知識を学んでいただいたところでございます。

次に、知ってトクする暮らしの連続講座「～シニアのための生活設計～」こちらは多摩消費生活センターで実施している講座でございます。シニアの働き方、相続税や贈与税などの税制度、社会保険や年金の仕組みを学び、老後を生き抜くための知恵を身につけることなどをファイナンシャルプランナーの方などに御講演いただいたところでございます。

次に、消費者問題マスター講座になります。こちらは、幅広く消費者問題のテーマを扱

う消費生活総合センターの連続講座でございます。この中で金融商品の基礎知識とトラブル事例を学ぶ講座を開催しております。このほか出前講座につきましては、通年実施しているものでございますが、昨年10月の時点で150回の開催、受講者数も9,000人を超えてございます。

また、ミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南！？目指せ安心・満足の充実ライフ～」の中で、年金を初めとした老後の備えについて紹介しております。

次に（2）若者向けほかでございます。ウェブ版消費者教育教材についてお手元にチラシを配布させていただいておりますが、「ちえとまなぶのずーっと役立つ『お金の話』」という教材を作成しております。こちらは対象を特別支援学校高等部の方から若者、成人、一般まで幅広く活用できる教材として作成しております。チラシにございますとおり、ウェブ上での契約トラブルの疑似体験や現金以外の見えないお金の特徴、家計管理などを学べる内容となっております。また、学校での授業で活用できる指導者用の資料などもあわせて作成しております。このほか従業員向け、学校向けの出前講座を通年実施しています。さらに都内全高校の卒業生を対象とした啓発用ノートを作成、配布しているところでございます。

また、若者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南！？輝かしい社会人への第一歩～」では、金融商品の向き合い方などを紹介しております。また、多摩の消費生活センターにおきましては、親子夏休み講座の中で、すごろくで学ぶゲームを行いながらお金の大切さを学んでもらう「楽しくチャレンジ！おつかいゲームで学ぶお金の大切さ」を実施しているところでございます。

次に（3）高齢者向けの取組でございます。高齢者向けにも飯田橋四コマ劇場を作成しております。高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の手口や対処法を御紹介しております。また、新たにリーフレット「東京都からのお知らせ～悪質事業者が狙っています！～」を作成し、昨年9月から12月にかけて宅配事業者等と連携しまして、高齢者世帯等に手渡しで届ける取組を実施しております。リーフレットには消費者ホットライン188（いやや！）の電話番号を記載した貼り直しのできるシールをつけておりまして、冷蔵庫などに貼って活用していただくことで、消費生活センターの相談につながるよう工夫しております。

このほか高齢者向け、高齢者の見守り人材向けの出前講座を通年で実施しております。

昨年10月末時点で210回、延べ6,800人の方に受講していただいております。

最後になりますが、学校教員への情報提供の取組でございます。消費生活総合センターでは、都立高校等の副校長連絡会や区市町村の小中学校指導主事を対象とした説明会で、消費生活総合センターで作成しました教育教材や出前講座などの情報提供を行っているところでございます。また、夏休み期間には教員を対象に実施しております消費者問題教員講座におきまして、先ほど御説明いたしましたウェブ版教育教材を活用した講座の開催ですとか、各種団体の皆様がつくられている教材につきましても情報提供を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○塩見会長 各部会等の報告は以上でございますが、委員の皆様から御意見あるいは御質問がございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。どうぞ。

○秋山委員 2つほどありまして、1つは資料5-3で依存症の関係なのですけれども、今、法案でIRの推進法案とともに依存症に関しての対策の基本法の法案を策定というか、国会に上程されると思うのですけれども、そこに合わせた対応とかいうものを考えていらっしゃるのかなというのと、今回、資料5-2につけられている相談事例、2ページ目の1の事例は銀行カードローン問題なのですけれども、2と3の事例は両方とも依存症の問題だと思うのです。お酒の問題とゲーム依存ということで、2例目は年収1,000万で3例目は母子家庭世帯なので、だからお金があってもなくても依存症と借金の問題というのは結構リンクしてきて、それと犯罪という問題もリンクしてきて、自死という問題もリンクしてくるので、そこに関しての総合的なお話をもう少し東京都としてどういう形でリンクを詰めていく方針なのかというのが聞きたいのが1点。

あと資料7の裏側なのですが、消費者教育の問題で今回、基本計画、5カ年計画を策定されるということだと思うのですけれども、成年年齢の引き下げの問題があるではないですか。18歳ということになって、こちら裏面を見ると都内全高校卒業生を対象に配布することになっていると思うのですが、その段階では18歳を迎えてしまっているので、今後というのはもう少し若年者向けに対応を考えたほうがいいのかというところをどのような形で考えていらっしゃるのか、お伺いしたいというのが2点目です。

○塩見会長 それでは、工藤委員からお願いします。

○工藤委員 依存症の問題について質問をいただきました。

IR推進法案とかのことですけれども、まだそれに向けて具体的に東京都としても何か

対策を検討している段階ではございません。動向を注視しているというようなところでございます。

相談事例がございました浪費の問題とか、ゲーム依存の話とかございました。確かにこういうところが多重債務にもかかわっているということを確認してございますが、相談現場ですぐにこれについて直接対応できるということではないので、先ほど資料5-3で御説明させていただいたとおり、カウンセラーを配置いたしまして専門の方に相談に乗っていただけるという対応をさせていただいております。今後ともこの点は大事だと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○塩見会長 ありがとうございます。

成年年齢の引き下げの課題を踏まえた消費者教育について白石課長から。

○企画調整課長 消費者教育の関係でございますが、私ども東京都では消費生活基本計画と消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画という2つの計画を持っております。今年度は、改定の時期に来ておりまして、この2つの計画を一体的に改定するというところで作業を進めているところでございます。

この計画の中におきましても、消費者教育は重要な柱の1つに位置づけておりまして、今、委員からお話ございましたとおり、成年年齢の引き下げも踏まえた消費者教育を展開していくということで、計画にも盛り込んでいるところでございます。

現在、高校生向けに啓発ノートを作成し、配付しているところでございますが、成年年齢の引き下げを見据えまして、効果的に消費者教育を普及していく、具体的な検討は、今後になろうかと思っておりますけれども、東京都としても積極的に取り組んでいくということを考えてございます。

○秋山委員 ありがとうございます。

○塩見会長 ほかにいかがでございましょうか。須永委員、どうぞ。

○須永委員 東京労福協の須永と申します。

昨年も御質問させていただいたのですが、生活再建部会の多重債務生活再生事業の相談の中で、昨年はその他の中に込めてしまったけれども、ことしは生活費の不足ですとか、月々の返済額の軽減などなどを改めてこのように出させていただいたということなのです。私どもは奨学金が今、地方から来ている方が大変住居費も含めて多額に上っているということで、大学に通っている方の奨学金のローンが大変多くて生活を圧迫しているという問

題でいろいろ取組をさせていただいて、去年、初めて政府も給付型の奨学金制度を始めるようになったのですが、まだまだ大変少ないということで今後とも取組をしていきたいと思っておりますので、それぞれの団体の引き続き御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。この月々の返済額の軽減の内容が、奨学金などの問題が相談の中にどの程度含まれているのかということについてわかりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○塩見会長 それでは、横手委員、いかがでございましょうか。

○横手委員 相談の統計の分類の内容で奨学金というものは無いのですが、結果として助成を含む教育ローンの借りに繋いだというものが3件、0.5%となっております。

○塩見会長 よろしいでしょうか。

ほかにございましてでしょうか。それでは、また先に行き戻しても結構なので、各報告については以上とさせていただきます。次の意見交換に入らせていただきます。先ほど工藤委員から相談部会の報告がありましたが、多重債務に関する最近の相談の傾向などについてはいかがでございましょうか。

○工藤委員 それでは、補足させていただきますけれども、都内の消費生活センターに寄せられました多重債務の相談の状況は、先ほど全体の状況は申し上げました。平成20年度の7,905件をピークとして減少傾向にはございます。個別に昨年度の28年度の2,188件と前年度、27年度の2,407件を比べますと、219件、9.1%の減でございまして。それから、今年度につきましても上半期969件となっておりますが、これは前年度の同時期が1,112件となっております。約13%の減となっております。

資料にはないのですが、相談者の属性についても少し触れさせていただきますと、28年度の相談者を年代別で見ますと、50歳代の方が約2割強ということで一番多くなっております。その次が40歳代、20歳代という順でございました。今年度の上半期についても30～40代からの相談が一番多くなっている状況でございまして。

また、職業別では給与生活者が6割近くと一番多くなっております。次に無職の方でこれが2割強ということでございまして。

相談状況としましては、件数自体はこのとおりでございまして、あわせて当初各部会の開催状況の説明で、こちらの相談部会と貸金業部会の合同開催というものがございましたので、その点について簡単に触れさせていただきます。当初はクレジットカードの現金化という問題がございまして、それについて共同で取り組むということで企画されたもので

ございますが、その辺の件数について御説明しますと、平成22年度がピークで91件という相談が寄せられておりましたが、昨年度は9件の御相談で、22年度と比べると10分の1まで減少となっております。今年度上半期でも4件ということで減少傾向は引き続きということでございます。

このような状況でございます。相談者に対しましては、引き続き各関係機関と協力しながら対応していきたいと思っております。

○塩見会長 ありがとうございます。

加藤委員、貸金業対策としての相談の最近の傾向などについて、いかがでございましょうか。

○加藤委員 私どもに寄せられています相談の数としましては、先ほども触れましたけれども、年間で約3,200件ということございまして、このうち特に今回のこの協議会のテーマでもございます多重債務に関連する相談件数は46件ということで、構成比では1.4%、それから、傾向としては一昨年度の51件から5件、約1割の減ということでございます。

多重債務に陥っている方が債務整理を進めていくためには、法律上の手続ですとか、一定の法的知識が必要となりますので、貸金業対策課では従前から法律相談の専用窓口を設けてまして、弁護士会や司法書士会の御協力をいただきながら相談に対応しているという状況です。

全体の中身の傾向でございますけれども、例年、最も多いのが貸金業登録の有無を照会するものがトップでございまして、全体の件数の約6割を占めております。昨年度はこのうちの約9割が結果として登録のない業者、いわゆるヤミ金融業者という結果でございました。そのほか登録照会以外での特徴的なものとしましては、「例えばあなたは初めてなので、貸し付けについては信用がまだない。」というようなことを業者が言いまして、資金需要者に対して保証料ですとか事務手数料といった名目で融資実行前に金銭を要求しまして、実際には融資は行わないといった詐欺の疑いのあるような相談が最近は多く見受けられるという状況でございます。

また、最近増えているのが貸金業の無登録業者でありながら、ファクタリングと呼ばれる、これは売掛債権の買い取りを装った手口でございまして、融資の勧誘を行うものもあります。こうしたいわゆるヤミ金融業者につきましては、相談者に対しては地元の警察署への相談を促すであるとか、私どもからも警視庁に情報提供を行うといった対応をしてお

ります。

それから、ほかにはこれは従前からですけれども、金利に関するものですか、取り立て行為に関する相談がございます。引き続き警視庁などとの連携を深めつつ、こういった相談に対応していきたいと考えております。

○塩見会長 ありがとうございます。

それでは、次に警視庁の取組につきまして警視庁生活安全部の三谷金融犯罪対策室長、いかがでございましょうか。

○金融犯罪対策室長 私のほうからは、ヤミ金融事犯の検挙状況等について御報告をさせていただきます。

手集計の段階となりますが、昨年の都内におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は13、検挙人員は32名でした。昨年検挙したヤミ金融事犯の手口としましては、いわゆる090金融と言われる店舗を構えず携帯電話で金銭の貸し付け、返済の指示を行うもの、貸金業登録業者が適法営業を装い保証料名目等で法外な利息を徴収するもの、有価証券の売買を仮装したものなどがありましたが、いずれも警察の捜査から逃れるためにさまざまな隠ぺい工作をしておりました。

例えば090金融の場合は、借受人が返済のために行った振り込み送金を新たな借受人に対する貸し付けに利用する。回収は他人名義の口座に入金させ、その後、複数の口座へ送金を繰り返し行い、引き出し専用口座へ資金移動を行う。事務所はマンション等の一室に構え、短期間で移動する。かけ子と出し子を分担し、お互いの接触を避け、かけ子を短期間で交代させるなどといったものです。

犯人の中には外出中、絶えず後ろを振り向くなどして捜査員が後をつけていないか確認をする者も珍しくありません。ヤミ金融事犯は警察の捜査を警戒して手口が非常に巧妙化しておりまして、犯人を検挙するまでに長期間を要している状況にあります。また、依然として他人名義の携帯電話や口座等、匿名性の高い犯行ツールを使用している状況も多く見られました。

このような状況に対し、警察ではヤミ金融業者の取締りのほか、携帯電話や口座をヤミ金融業者が使用していることが明らかになった場合には、ヤミ金融業者が使用している携帯電話の利用停止や口座の凍結を関係機関に依頼することなどにより犯行ツールを無力化する取組、犯行助長サービス対策というものを積極的に推進しています。また、ヤミ金融業者は、インターネット上のホームページで正規の貸金業者を装って客を勧誘している状

況もありますので、警察では被害の拡大防止を図るためヤミ金融業者のホームページを確認した場合には、サーバー管理者に対してそのホームページの削除依頼を行っているところです。

私からの報告は以上となりますが、今後も警察としましては関係機関の皆様方と連携を密にしながら、悪質なヤミ金融事犯の取締りと犯行助長サービス対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○塩見会長 どうもありがとうございました。

それでは、東京財務事務所の臼井委員、相談など最近の状況はいかがでございましょうか。お願いいたします。

○臼井委員 関東財務局東京財務事務所次長の臼井でございます。

皆様方には日ごろより当事務所の財務・金融行政に御理解、御協力をいただいております。この場をかりて御礼を申し上げます。

本日は、多重債務相談状況及び当局のヤミ金対策についてお話をさせていただきます。

まず多重債務の相談状況でございます。当事務所では平成19年11月に設置をいたしました多重債務相談窓口にて2名の相談員を置き、借金を抱えて悩んでいる方々からの相談を受け付けまして、その内容に応じて弁護士等の専門家に引き継ぐなど、生活再建のお手伝いをしております。

当事務所における相談者数は、平成25年度以降、減少傾向が続いておりましたが、平成27年度から当事務所の相談窓口についての広報活動の強化に取り組んだ結果、平成28年度には増加に転じまして、今年度は29年12月末時点で150名と前年同期比でプラス5%となっております。

今年度はインターネット検索をきっかけとした相談者が増えておりまして、具体的には相談者が直接財務局・財務事務所のホームページを検索するほか、Googleなどの検索サイトに無料、多重債務、借金、相談窓口などのキーワードを入力しまして、多重債務相談窓口をまとめた、いわゆるまとめサイトにたどり着き、そこで当事務所の窓口を見つけて相談してくるという事例が増加しているようでございます。

今年度の相談内容につきましては、相談者を年齢別に見ますと20代が5%、30代が14%、40代が25%、50代が21%、60代以上で27%となっております。また、相談者全体を職業別に見ますと、給与所得者が52%、事業者が11%、無職の方が27%

となっております。無職者は27年度までは減少傾向にありましたが、昨年度以降、少し増えております。

先ほど申し上げましたとおり、当事務所では27年度以降、相談窓口についての広報活動を強化しております。都内各市区町村の生活困窮者自立支援相談窓口や警視庁、警察署、税務署などと連携をしまして、各窓口において当事務所の相談窓口を案内するリーフレットの備え置きや配布をお願いしております。また、昨年9月からは新たに東京3弁護士会と連携をいたしまして、新宿総合法律相談センターと蒲田法律相談センターにおいて弁護士会へ相談された方に当事務所を紹介していただき、当事務所で債務整理中や債務整理後の相談者の抱える問題点を丁寧に聴取した上で、必要な窓口につないで生活再建をお手伝いするという取組を開始いたしました。ただ、これにつきましては残念ながら現時点ではまだ実績なしとなっておりますので、担当の弁護士さんへの再周知なども検討させていただきたいと思っております。

なお、当事務所では、社会に出る前の若年層の方を対象に金融経済教育の講座を提供しております。これは若年層でも奨学金問題等をきっかけとして多重債務問題が発生していることなどから、学生の金融リテラシーを向上させることによって多重債務問題や各種金融詐欺の被害者及び加害者になることを未然に防止するという目的で取り組んでいるものでございます。

また、子育て世代に対しては家計講座を実施しているほか、高齢者に対しましては投資詐欺被害防止に向けた啓発活動といたしまして、当事務所の職員による寸劇の実施などを行っているところでございます。

次に、当局のヤミ金対策でございます。貸金業者の登録確認の際などにヤミ金業者に関する情報を得た場合には、まずは直接電話で警告を行いますとともに、警察当局や消費生活センターに情報提供を行っております。さらに当局の登録番号を詐称しているヤミ金業者の場合には、当局のホームページにその会社名、住所等を掲載しまして注意喚起を行っているほか、ヤミ金業者のホームページの削除を警察当局に依頼しております。依然としてヤミ金に関する情報提供は数多く寄せられておりまして、関係機関との連携を図っていききたいと思っておりますので、引き続きの連絡、連携をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○塩見会長 ありがとうございます。

本日は鎌田委員、亀井委員、遠藤委員、秋山委員から資料の御提供をいただいていると

ころでございますので、まず鎌田委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお
願いします。

○鎌田委員 クレジットカウンセリング協会でございます。

鎌田委員提供資料というもの、表紙をおめくりいただきまして中身をごらんいただきた
いと思います。この資料は当協会に対する電話相談、カウンセリングの申し込み等の件数
をまとめたものでございます。

1 ページ目の上が当協会の拠点全体の指標でございますが、棒グラフ、折れ線グラフと
も赤いものが電話相談の件数、緑色はその年度に最初に受け付けた新規のカウンセリング
の件数、青いのがその年度に行ったカウンセリング件数全体、延べのカウンセリング件数
となっております。

折れ線グラフを見ていただきますとわかりやすいのですが、ピーク時から比べますと相
当下がっておりまして、電話相談はピーク時の4割程度なのですが、平成25年度、20
13年度を100とした指標で見ますと、低位安定から29年度は顕著に上がっておりま
す。電話相談、カウンセリング件数とも20ポイントぐらい対前年度で増加している傾向
が見られます。これは皆様方の窓口とも傾向が変わっているかなと思います。その原因な
のですが、確たる分析ができていないのですけれども、平成24年、大体5年ぐらい前は、
当協会に相談に来るアクセスのきっかけが関係機関からの紹介というのが大体65%ぐら
い、それから、インターネットのホームページを見てというのが15%ぐらいだったのだ
ですが、26年に協会の略称を簡易化しまして、ほかと紛れのないようにしましたところ、
インターネット検索を通してが前年度比で30%ぐらい増加しまして、その後もじりじり
と増加してきておりまして、今、平成29年度の途中経過ですが34.5%がホームペ
ージを見て相談に来たというので、倍増以上になっております。その一方で関係機関からの
紹介というのが50%を切っておりまして、トレードオフの関係が影響しているのかなと
いうことが1つあります。

先ほど財務事務所のほうでもまとめサイト経由で来るというお話、紹介がございました
けれども、そういうまとめサイトに当協会についての評判、口コミが書いてございまして、
親切にしてもらったとかいろいろ書いてあるようです。そういうことがきっかけで増えて
きているのかなというのがもう1つ。

さらに長期的な傾向としては、銀行カードローンの占める割合というのが徐々に上がっ
てきた。圧倒的に貸金関係が多かったわけですけれども、最近5年間じりじりとカードロ

ーン関係もふえてきたのかなというところがございます。

東京の指標は1ページの下にあります。全体の傾向とやや似ているところがありまして、いずれも電話相談自体、赤いグラフ自体は20ポイントも上がっていないのですが、カウンセリングは着実にやっております。20ポイント前後の伸び率というふうに全体の傾向に近い状況となっております。

それから、資料には書いていないのですが、最近の動きを御紹介しますと、東京センターが東日本の大きなセンターなのですが、西日本の大きなセンターとして、30年1月から大阪に大阪カウンセリングセンターという拠点を、ようやく日弁連の協力も得まして開設することができました。これはまだ稼働したばかりで件数的なものは成熟していませんが、大体東京の6割ぐらいの活動実績が上がっていくのではないかと考えています。

これと時点を同じくして、東京と大阪の両センターに心理的な問題を抱えた相談者に対する対応として、心理ケアを担当するアドバイザーカウンセラーを導入、そういう仕組みを導入しました。東京、大阪各2名ずつなのですが、臨床心理士、精神保健福祉士の資格を持った方を委嘱しております。

それから、生活困窮者自立支援の動きに呼応しまして、当協会も食うに困るような人についてはフードバンクと連携してそちらを紹介するという事業をやっておりますが、まだ28年度の実績というと1桁にとどまっております。そんなような状況であります。

それから、先ほど東京都から相談者の属性についてのコメントがございましたので、当協会についても御紹介させていただきますが、まとまった数字としては28年度の数字ということになります。当協会にカウンセリングに来た方のプロフィールなのですが、男女比率で言いますとおよそ6対4の割合で男性58.6%、女性41.4%となっております。

年齢層別では東京都さんは50歳代が多いというお話でしたが、当協会の場合はそれよりやや若くて30歳代、40歳代で5割以上を占めるという状況であります。相談者は住宅ローンを抱えていない方が92%ぐらいで圧倒的に多いのですが、そういう方々の債務件数と債務枠を見ますと、債務件数で平均4.8件、債務額で267万円という状況になっております。借り入れの目的なのですが、生活費の補填とか失業、転職、収入減といった経済的な要因が圧倒的多数を占めまして、複数回答なのですが、生活費の補填が65.3%、失業、転職、収入減が48.5%となっております。

以上です。

○塩見会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告に関して特に何か御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして亀井委員から御説明をお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京です。

きょうは資料を2枚つけております。1枚目の表は平成28年度までの数字です。裏側の細かいのは平成29年の資料をつけております。こちらは一番下に合計というところがあります。この中に29年度合計というところ、これを見ていただければ数字がおわかりになるかと思えます。

クレサラ相談ですけれども、この数字を見ると昨年から徐々にクレサラ相談が今ふえております。昨年、平成28年度で1万2,458件のクレサラ相談がありましたけれども、29年度は400件ぐらいふえて1万2,800件ぐらいになる見込みとなっております。やはり生活苦がほとんどの理由ですので、貧困層はそのまま貧困化というのはまだまだ厳しい状況にあるのかと思われるところです。

法テラスのメリットというのは、相談をする弁護士がそのまま例えば破産事件で受任できるという体制になっております。そのために受任率が高いのです。大体いつも相談からの受任率が67%ぐらいですので、かなり一般的な相談としては高い受任になるかと思えます。法テラスでも離婚の受任は44%ですので、それに比べても多重債務の受任率は非常に高い。やはり緊急性があるということが言えるかと思えます。

先ほどの都の一覧表を見ても、大体年収300万円以下が69%ということでございました。この方たちは基本的には法テラスの条件に当たるのです。年収300万というと大体月25万になります。単身者の場合は月収20万プラス家賃5万円ですから該当します。それから、夫婦2人暮らしの場合だと27万円プラス家賃ですので、確実に300万円以下の対象になりますので、どうぞ法テラスで回していただければ破産まで全部面倒を見られますので、回していただければと思っております。

ではどのくらい本人の負担があるんだということをよく聞かれますので、説明をしておきます。

制度としては破産で弁護士に対して法テラスが約15万円支払います。破産に関しては必要になるお金というのはこれだけです。法律相談は3回できますけれども、全部無料です。15万円を基本的には3年かけて月5,000円程度お返しいただくことになっております。ただし、生活保護の方は全部免除になります。さらに生活保護に準ずる程度に貧

困という場合には、資料を添えて出せば免除の制度もありますので、これはかなりメリットのある制度ではないかと思っておりますので、どうぞ皆さんのところでお困り方がいらっしやったら、回していただけたらば救済になるかと思っております。

以上です。

○塩見会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして特に何か質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き遠藤委員より御説明をお願いします。

○遠藤委員 日本貸金業協会の遠藤でございます。よろしくお願いたします。

まずページをめくっていただきまして、一番最初のところにつきましては東京都の28年度、29年度の相談、苦情、紛争に分けたものとトータルでございます。下が月別のグラフでございます。これだけですと内容がわかりませんので、次のページをめくっていただきますと2ページでございますが、こちらが一般相談、多重債務に関連する相談と2つに分けて出させていただいております。実際には契約等につきまして、このような形で非常に少なくなってきております。融資関連につきましても総量規制等の関係がございまして、大分融資関連についての御相談についても少なくなってきてございます。それと登録の業者、その他についてもそうでございますし、ただ、身分証明書その他については時々こちらのほうにも連絡が来るものですから、そのようなときには御相談をする。あと過払いについても見ていただいたとおり、非常に少ないといいますが、ゼロというのも続いているところでございます。

やはり多重債務の関連になりますと、貸し付け自粛、自分で貸し付けを自粛したいという届け出、それから、撤回をしたいという届け出について少しふえてきております。先ほど秋山委員からも御質問がありましたIR法についての話も出ておりましたし、金融庁の発表の中に貸金業の関連、協会の方針につきましても出ておりましたし、銀行協会につきましても出ていたとおりでございますが、銀行協会につきましては昨年12月に自粛制度を30年度中にやっていきたいという発表もされておりましたし、私どもとも今、打ち合わせを始めたところでございます。ただ、やはり本人の申し出による自粛なものですから、それを第三者による自粛にするかどうかという今後の課題ということで話し合いになっていくかと思っております。

それから、返済困難につきましてはこのとおりでございますし、金融庁様からの指示と

か財務局の関係もございまして、私どもヤミ金につきましては被害ありなしにかかわらず、警視庁の御協力もいただきながら調整をさせていただいて、データを消したりというのをさせていただいております。

あと、私どもの会員会社につきましては、年に一度でございますが、各社全部でサイトパトロールを行って、実際にサイトの中でおかしなもの、自分の会社のところで変なものがついていないかということを確認し、以下の内容を金融庁に御報告し、消していただくというようなことも行っております。大手につきましては毎月、大体1週間ぐらいサイトパトロールを集中して行っている関係で、データについてはかなり整理されつつございますが、やはり消してもまた出てくるという状況が続いておりますので、これは今後とも続けていきたいというところでございます。

自己破産その他についても、私どものところはゼロでございますが、御相談があった場合には法テラス様、それから、弁護士会様、司法書士会様のほうにも御案内をしたり、債務整理ができるという方につきましては、クレジットカウンセリング協会様に御案内をするということもさせていただいております。

以上でございます。

○塩見会長 遠藤委員、ありがとうございました。

ただいまの御報告について特に質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、秋山委員、御説明をお願いいたします。

○秋山委員 私は1月18日に全銀協で出された資料を添付させていただきました。当会では昨年7月と9月に全銀協と協議をさせていただいて、銀行カードローンに関してもその統計などありましたら開示していただければということでお話をしていたのですが、たまたまこういった形で公表されていたものですから添付させていただきました。

58ページほどありますので抜粋して資料として提供させていただいたのですが、この中で気になる点としては10ページ目の借入残高保有者の総借入残高ということで、銀行カードローンの残高ありという人の傾向として200万円以上から500万円以下という分布と、501万円以上の分布が20.5%と消費者金融だったりクレジットカードローンよりも比率が高い。だから高年取者でも借り入れをしなければいけない状況になってくるんだなということがわかったのと、14ページ目を見ていただくと、世代別で貸金業者のみだと30代が山としては大きいのですが、圧倒的に銀行カードローン利用者だと50代の利用者が多いということで、50代以降、これを利用していると60代につながって

しまうということで、高齢者の相談がふえてくるのではないかとということを危惧しているような状況です。

16ページ目を見ていただくと、こちらは銀行カードローン利用者の年収ということでもまたこちらの状況が出てくる。やはり年収が高いのではないかとというようなことが出ている。借入総額、20ページが一番重要かなと思うのですが、一番右側に年収の3分の1以上の借り入れということで総量規制が潜脱されている状況ということで、銀行のカードローン利用者の30%が年収の3分の1以上の貸し付けを受けているような状況で、貸金業のみ利用者だと17%ということで、今、そういった形で貸金業法の総量規制の潜脱になっているのではないかと。

あと、この中で資料として一部あったのですけれども、5件以上の借り入れという件数が貸金業者のほとんどないのですが、銀行カードローン利用者だと10%近くになっているというような状況で、だから今、JICCが発表している貸金業者、多重債務者というのは5件以上の貸し付けということで、ピークの160万人から12万人に減ったと言われていますけれども、銀行カードローンも含めるとその状況というのが一変してくるような状況で、今後、銀行カードローン問題に関しては注視していかなければいけないのではないかとということを報告させていただきたいと思います。

○塩見会長 ありがとうございます。

銀行カードローン問題については日曜日でしたか、フジテレビの報道2001なんかでもされていまして、この機会なので銀行カードローンに関して各部会から何か報告できることはありますでしょうか。まず金融経済教育関連で白石課長いかがでしょうか。

○企画調整課長 銀行カードローンにつきましては、今回の全国銀行協会の取組ですとか金融庁、それから、日本弁護士連合会の関係団体の皆様がそれぞれの立場で取り組まれているところでございますが、東京都としましても銀行カードローンに関しましては相談状況ですとか業界の自主的な取組の推移、それから、社会状況なども踏まえまして東京都としても何ができるかということを考えていく必要がございます。

金融経済教育の観点で言えば、秋山委員の説明にございますとおり、実際は高齢者の利用が多いという一方で、資料の6ページを拝見させていただきますと若者に銀行カードローンの利用意向が強いということもございますので、効果的な金融経済教育を進めていく必要があるかと思っております。特に若年層につきましては、先ほどの成年年齢の引き下げの話もございましたので、こういったあたり、取組を進めていく必要があるのかなと

思っております。

例えば、高校生向けのウェブ版の消費者教育読本の中では、ローンの種類ですとか利息等の基礎知識、それから、クレジットカードのキャッシングのようにATMで簡単にお金がおろせるものにつきましては、借り過ぎに注意が必要なことですとか、1人で悩まないで消費生活センターに相談することを促す内容の教材なども作成しておりますし、先ほど説明の中で何度も飯田橋四コマ劇場の話を出しましたけれども、この中でも多重債務ですとかクレジットカードの使い過ぎによるトラブルの事例ですとか、注意すべきポイントなどを紹介しているところがございます。私どもとしましてはこういった若者を中心に、さらに高齢者を含めまして金融経済教育に引き続き取り組んでいく必要があると認識しているところがございます。

○塩見会長 相談部会の工藤委員、いかがですか。

○工藤委員 相談部会でも28年度ころから各委員の方から銀行カードローンについて課題ではないかというお話をいただきまして、私どもといたしましても相談の場で聞き取りをきめ細かにして、多重債務110番の実施結果などにも金融機関別の内訳みたいなものを情報提供させていただくなど、今後ともきめ細かく聞き取りをしながら状況を見ていきたいと思っております。

○塩見会長 貸金業ではないわけですがけれども、貸金業部会の加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 おっしゃるとおりで、直接私どものほうで何か対応というのは非常に難しいのでございますけれども、私どもはこれまでもファイナンシャルプランナーによる多重債務に陥る前の相談ですとか、普及啓発活動、相談なども行っておりますので、そういったところをまず充実させていくということと、引き続き現行法令の中で貸金業部会として更に何ができるのかということも、部会のほうで検討していきたいと考えているところです。

○塩見会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方から何かございますか。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 貸金業協会の銀行ローンに関しましては、前の合同委員会でも申し上げたこととございますが、銀行のほうで2回ほど注意喚起等を含め、銀行のほうにも通達を出しているところとございますが、それを含めまして貸金業協会としましても保証している会社が五十何社ございます。そういう中に対して2回やはり同じように真摯にしっかりと与信、情報センターなどを使って、それと銀行としっかりと話し合いをしながら進めるよ

うにという指導の文書を2回出させていただいております。

以上でございます。

○塩見会長 ありがとうございます。

きょうは弁護士の先生、司法書士の先生もいらっしゃっていますので、恐縮ですが、第一東京弁護士会の佐藤委員、何か御発言がございましたらよろしくお願いします。

○佐藤委員 第一東京弁護士会の佐藤です。

今、銀行カードローンの話が出ていましたけれども、銀行カードローンの相談者が比較的ふえているのかなと思っております。傾向としては銀行カードローンの借り入れがある方は、先ほど秋山委員からもお話がありましたけれども、しっかり仕事もされていて、収入もあるのですけれども、債務残高自体が非常に高額になってしまっている傾向があるので、自己破産に行かざるを得ないという方が比較的に見受けられるのかなと思っております。

もう一つ、相談を受けていく中で最近、傾向として感じるのは、各相談窓口の割合とは逆行する形になるのですけれども、高齢者の方の御相談が比較的に目立つかなと。昔から借り入れをしていて、そのままずっと継続していますという形ではなくて、現役をリタイヤされた後、収入減になってからクレジットカードを使ってキャッシングをされるという形の御夫婦であったりとか、あるいは単身世帯だったりという方が多いかなと。

あるいは御高齢になってくると、だんだん御自身の金銭管理などが難しくなってきた結果、余りにせずにクレジットカードを利用してキャッシングをしていて、御家族の方が変だと思って気づかれて御相談に来るというケースもあります。そういう場合には御本人だけと話して、債務整理をしたり、あるいは自己破産をしてもまた同じことの繰り返しになりますので、場合によっては御家族と今後の生活の状況であるとか、そういったことも相談して解決していかなければいけない場面が見受けられるかなと思っております。

○塩見会長 ありがとうございます。

では、続きまして東京司法書士会の村上委員、お願いいたします。

○村上委員 司法書士会でございます。

まず銀行カードローンの問題なのですが、当会としても重く受けとめてはいます。そもそもがこの銀行カードローンの問題、総量規制というのは年収の3分の1以下の貸し付けでということで、その3分の1を超えた場合に返済のために借金をするという、借金返済のための借金を繰り返してしまう。それによって返済困難に陥る。だから総量規制なんだということが貸金業法の改正がなされた時点で議論されたことだったと思います。

ところが、貸金業法の適用外ということで銀行はあるわけで、その銀行カードローンが今、問題視されているということで、当会としましても平成27年度に銀行カードローンに関しては取組を始め、意見書等を出しているというような活動を行っています。

もう一点なのですが、銀行カードローンとは違いまして生活困窮者の問題についてでございます。ヤミ金融が少なくなったとはいえ、まだまだヤミ金融の被害がある。やはり高金利のところ借りたくて借りている人は少ないと思うのです。借り入れをしたくても借りるところがないというところで、高金利のところひっかかってしまう。そこでやはり私どもが現場での相談を受けている中で感じることは、福祉の必要な人にきちんと福祉の手が行き届いているのかということ、なかなかそのところは厳しいところがあると感じております。生活保護の捕捉率も2割あるという我が国の現状において、そのところをアドバイスしたり、お勧めしたりということで司法書士会としては借金問題とともに取り組んでおります。

これは宣伝になってしまうのですが、生活保護110番というものをたまたま今週日曜日、10時から4時まで電話相談のみですが、全国青年司法書士協議会が主催をして行っておりまして、東京司法書士会としてもこの活動に賛同し後援をしております。また、当会自体の相談会としては賃料不払い等で困っている、その不払いの発生する原因が生活困窮で家賃が払えないということなのですが、そういった形での110番等も順次、開催をしています。定例の総合相談センターの相談とともに、このような活動をしておりますので、当会においてもさまざまな形で多重債務問題の解消に向けて取組はしているところでございます。

以上でございます。

○塩見会長 ありがとうございます。

続きまして、第二東京弁護士会の白井委員、お願いいたします。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井です。

銀行カードローンに関しては、いろいろな方々が御指摘されるように最近すごく借金相談でも目立ってきているなという気がします。私が受けた破産の案件なのですが、依頼者の破産される方が当初、債権者として銀行カードローンを挙げていなかったという件もありまして、恐らく一般の方からするとサラ金というのはすごくイメージも悪いし、借金をしているという感覚があると思うのですが、銀行カードローンはクリーンなイメージがあるのか、余り借金で取り立てに追われているという印象がないようなので、

そういった一般社会の認識みたいなものも少し変えていく必要があるのかなと思っています。

銀行カードローンとは話が少し違うのですが、弁護士会のクレサラ相談についてお話をさせていただきますと、昨年度と比べて本年度、29年度は12月までの統計になりますが、件数としてはそれほど大きく変わらずに、新宿3丁目にある新宿総合センターというところと蒲田にある蒲田相談センターの件数なのですけれども、大体昨年度で2カ所の平均が月平均で70件程度、29年度12月までですと月平均で76.5件程度ということで、ほとんど件数は変わっていません。ただ、大体3割から4割ぐらいが低所得で生活苦ということで、いらっしゃっていただいたときに任意整理も難しい、破産も場合によってはいろいろな障害があつて難しいというようなことで、すぐ解決方法が決まらないというパターンもありますので、きょういろいろ関係機関の方のお話を伺って、弁護士に聞きに行くのはさっき資料に敷居が高いという話があつたのですけれども、早い段階で御相談いただいて、そのときに何ができるかというのはわからないのですが、時期が早ければ解決方法も選択肢も広がる可能性もあるので、市区町村の担当者の方からよく同席された相談なんかで質問を受けることもあるのですけれども、何か区によってはやっているかと思うのですが、そういう市区町村の方々と弁護士の研修以外でも連携というか知識の共有、情報の共有のようなことができればいいなと考えております。

以上です。

○塩見会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通じましても何でも結構でございますので、そのほかに御意見等が委員の方々ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでしたら最後にその他でございますが、事務局から何か連絡などありますでしょうか。

○企画調整課長 次回の協議会につきましては、日程調整をいたしまして後日、改めてお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塩見会長 それでは、本日予定しておりました議事はこれで全部終了いたしましたので、多重債務問題対策協議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。

本日は委員の皆様、ありがとうございます。

午後3時09分閉会